

# くらしと仕事（農業・林業）

## 農地

### 農地の売買等

問い合わせ☎農業委員会事務局 024-34-3226

農地の売買・贈与・貸借、貸借の解約、農地を農地以外に転用する場合などは、事前に農地法による許可申請または届出が必要です。

### 農地の貸借

問い合わせ☎農政課 024-34-3222 024-36-6217

農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等による農地の貸し借り（利用権設定）ができます。ご不明な点はお気軽にご相談ください。

### 農用区域（通称青地農地）の変更

問い合わせ☎農政課 024-34-3221 024-36-6217

農用区域内の農地を、農地以外の用途に利用する場合は、変更の届出が必要です。事前にご相談ください。

### 農地関係の諸証明

問い合わせ☎農業委員会事務局 024-34-3226

#### ●耕作証明

農地を買う場合、農業用軽油の免税・開発行為などの申請には、耕作面積の証明が必要となります。証明書の交付は、随時受け付けています。

#### ●その他証明

相続税、贈与税の納税猶予に関する適格者証明なども随時受け付けをしています。

## 農業経営

### 新規就農者への支援

問い合わせ☎農政課 024-34-3222 024-36-6217

新たに農業経営を始めたい方に、実践的な農業研修や研修期間中の生活支援、農地賃借の斡旋などを、JA松本ハイランドと協力して実施しています。

## アグリサポート・デイリーサポート事業

問い合わせ☎農政課 024-34-3222 024-36-6217

春と秋にりんごの摘果などの作業と、通年でその他の様々な農作業の支援者をそれぞれ募集しています。

## 農業者年金

問い合わせ☎農業委員会事務局 024-34-3226

農業者年金は、国民年金第1号被保険者で60日以上農業に従事している20歳以上60歳未満の方が加入できます。加入、受給、脱退等の相談を受け付けています。

## 6次産業化支援

問い合わせ☎農政課 024-34-3221 024-36-6217

農産物の高付加価値化および特産品づくりを進めるため、商品開発、販路開拓等を対象とした補助制度がありますので、ご活用ください。

## 農業共済

問い合わせ☎長野県農業共済組合松塩筑支所  
024-40-2503

農作物等が台風や霜などの自然災害によって受ける被害減収等を補償する制度で、NOSAI長野が行っています。

## 農地整備

### 農業用施設整備・多面的機能支払交付金等

問い合わせ☎

耕地課（本庁） 024-34-3223  
耕地課（梓川支所内） 024-78-3004 024-78-3942

農業用水路、農道、農業用ため池等、農業用施設の整備改善に関する事、および農業・農村の多面的機能の維持・発揮を支えるための地域共同活動等に対する相談を受け付けています。

## 林業

### 森林整備・林業

問い合わせ☎森林環境課 024-78-3003 024-78-3942

森林整備（植栽・下刈・枝打・除間伐等）、松くい虫防除、有害鳥獣対策および林道の整備等の相談を受け付けています。

# くらしと仕事 (商工業)

## 商工業

項目	内容		問い合わせ	TEL	FAX
中小企業の相談	金融、事業転換、創業、事業承継、各種診断などの相談を受けています。		松本商工会議所	32-5350	32-1482
市・県の制度資金	商業・工業・建設業・サービス業などを営む中小企業の事業主を対象に運転資金・設備資金などの融資あっせんを行っています。詳しくは、お問い合わせください。		商工課	34-3110	34-3008
その他の制度融資	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫などの窓口へ直接ご相談ください。なお、マル経資金については、 <b>商工会議所中小企業振興部</b> (TEL32-5350 FAX32-1482) へお問い合わせください。		直接各金融公庫・金庫等へ		
工場団地・産業団地	工場団地（大久保工場公園団地・西南工場団地・木工団地・臨空工業団地・倭工業団地・新松本工業団地）に関することについては、お問い合わせください。		商工課	34-3270	34-3008
公設地方卸売市場	市場で物品を購入するには	公設地方卸売市場では買受人、買出人の資格を持つ業者に青果物・水産物・食肉・花き等を販売しています。詳しくは、お問い合わせください。	公設地方卸売市場	57-4740	85-1348
	農産物を出荷するには	公設地方卸売市場に農産物を出荷するには、市場内の卸売業者と契約が必要です。詳しくは、お問い合わせください。			

## 勤労者福祉

項目	内容	問い合わせ	TEL	FAX
(一財)松本市勤労者共済会	(一財)松本市勤労者共済会は、市内中小事業所の従業員および事業主の福利厚生の上昇を目的とした法人です。共済金給付事業・各種補助事業（人間ドック受診、インフルエンザ予防接種等）などを行っています。(会費：月額1人500円、入会金：入会時1人500円)	共済会事務局	39-1052	39-1053
中小企業の退職金制度	中小零細事業所の退職金制度の整備拡充を図るため、国の「中小企業退職金共済制度」等への加入をおすすめします。市では、この制度への新規加入者に対する助成をしています。	労政課	35-6286	88-7669
勤労者への融資制度	勤労者の生活の安定と福祉向上を図るため、労働金庫と協調し資金融資を行っています。			
勤労者住宅建設資金利子補給	勤労者の住宅建設を援助促進するため、労働金庫から融資を受けて、市内に住宅を新築または増改築した場合、利子の一部を助成します。			